

児童虐待の実態

○令和2年度上越市の児童虐待の実態について

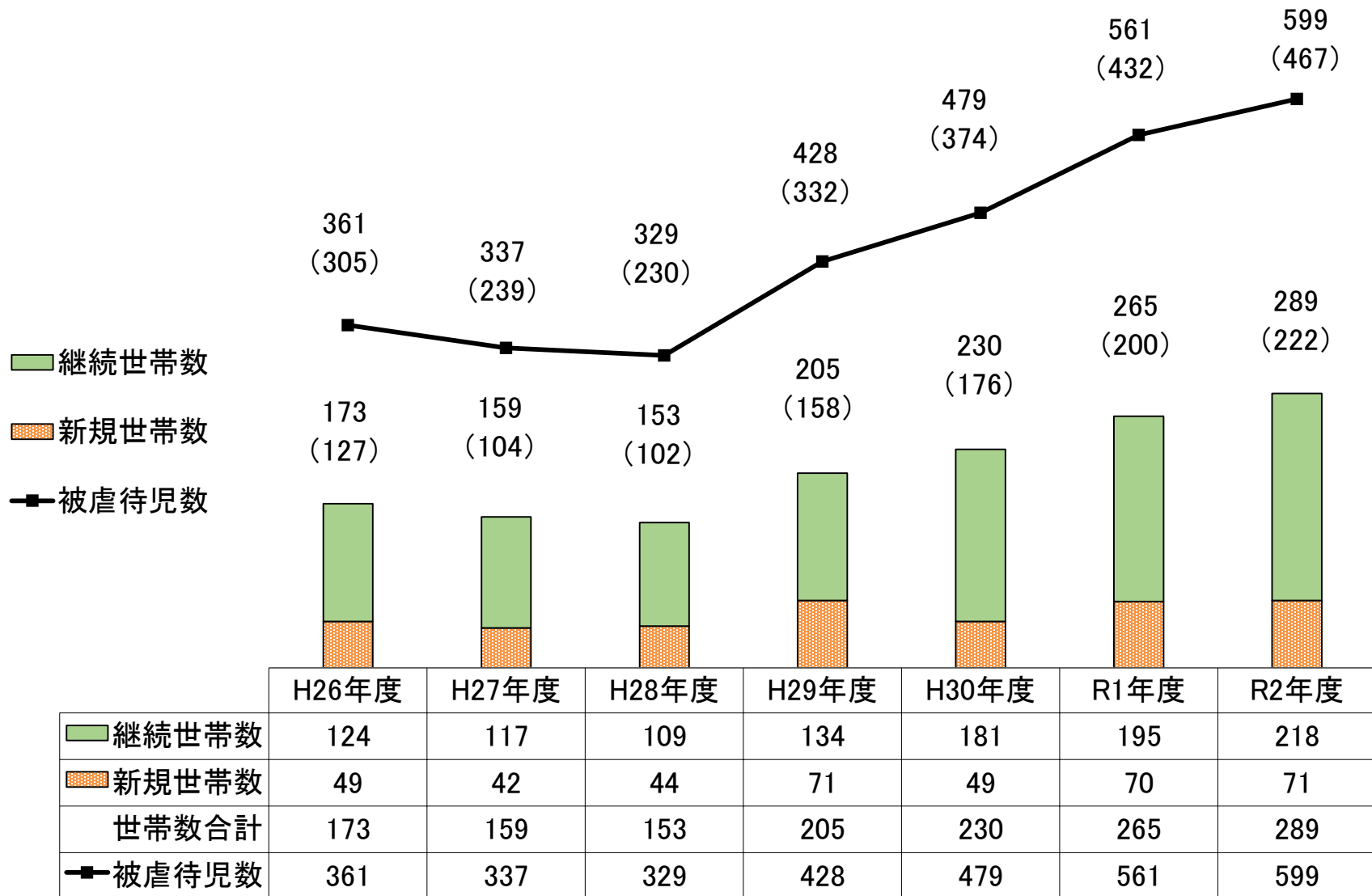
- (1) 被虐待児人数・世帯数
- (2) 主な虐待内容(世帯ごと)
- (3) 被虐待児年齢
- (4) 情報提供者(世帯ごと)
- (5) 虐待者(世帯ごと・重複あり)

○近年の制度の動向

- (6) 体罰等によらない子育てのために
- (7) ヤングケアラーへの支援と普及啓発

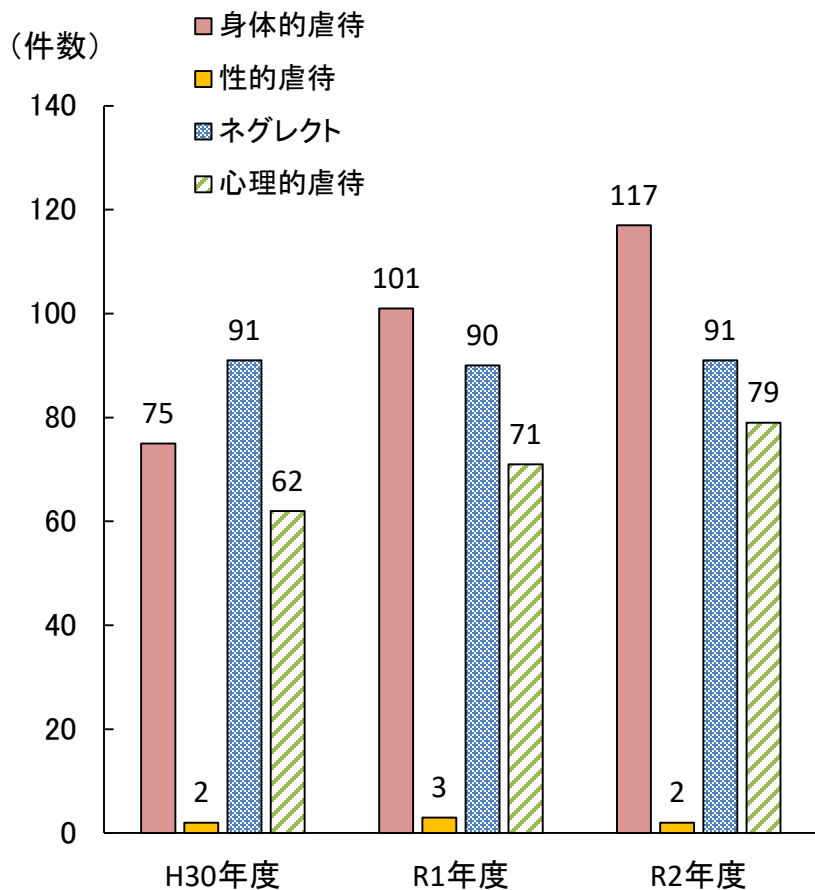
上越市すこやかなくらし包括支援センター

(1) 被虐待児人数・世帯数

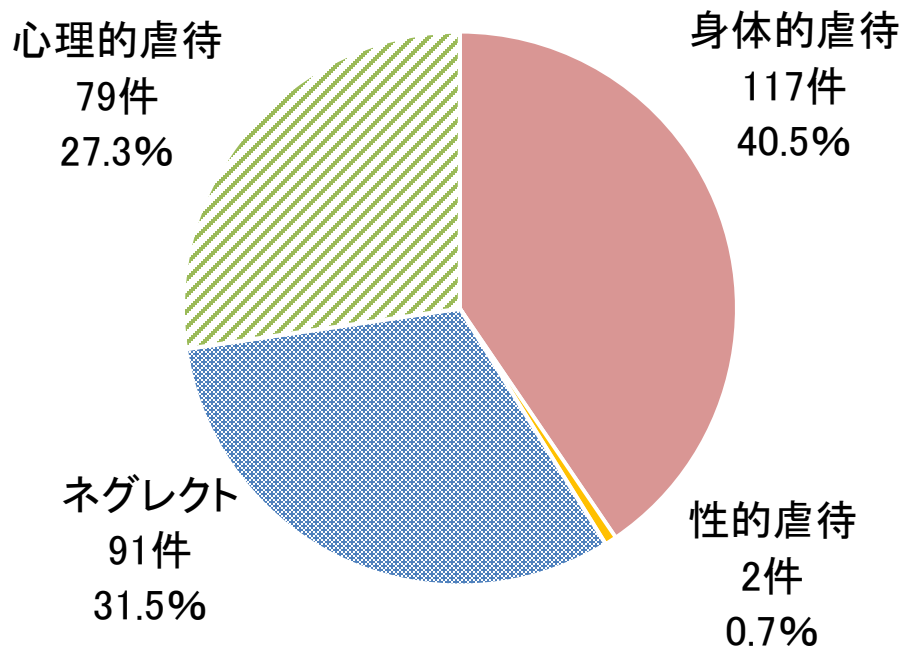


※グラフ上の（ ）内の数字は合併前上越の数値

(2) 主な虐待内容(世帯ごと)

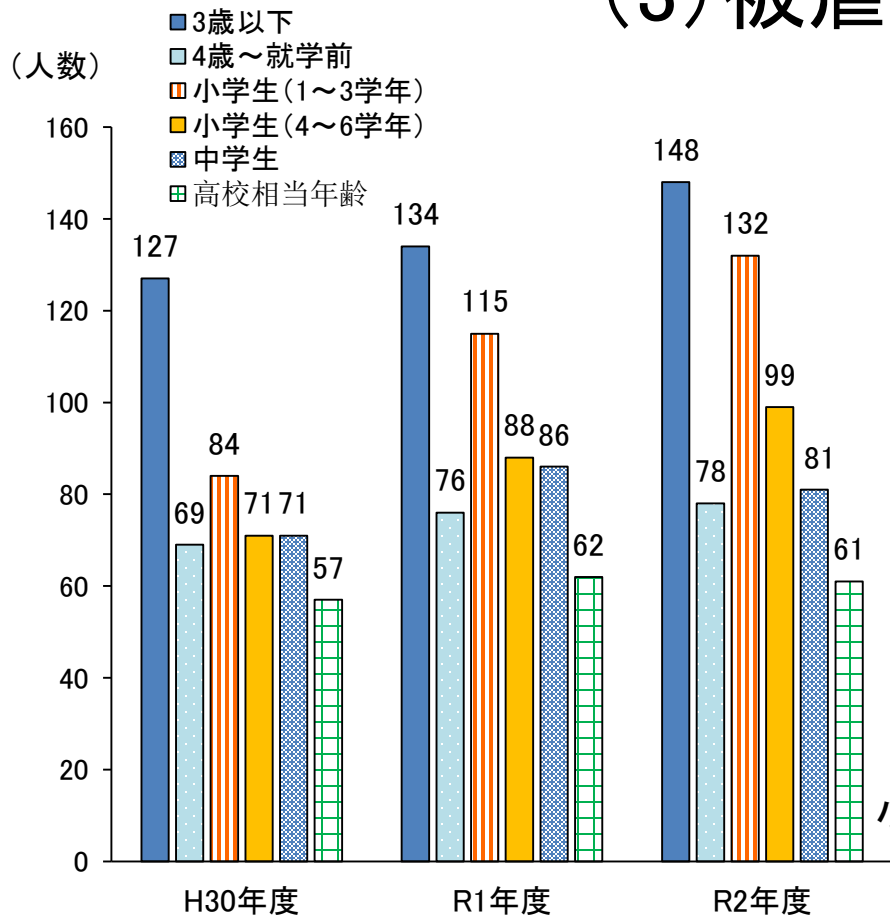


R2年度 主な虐待種別

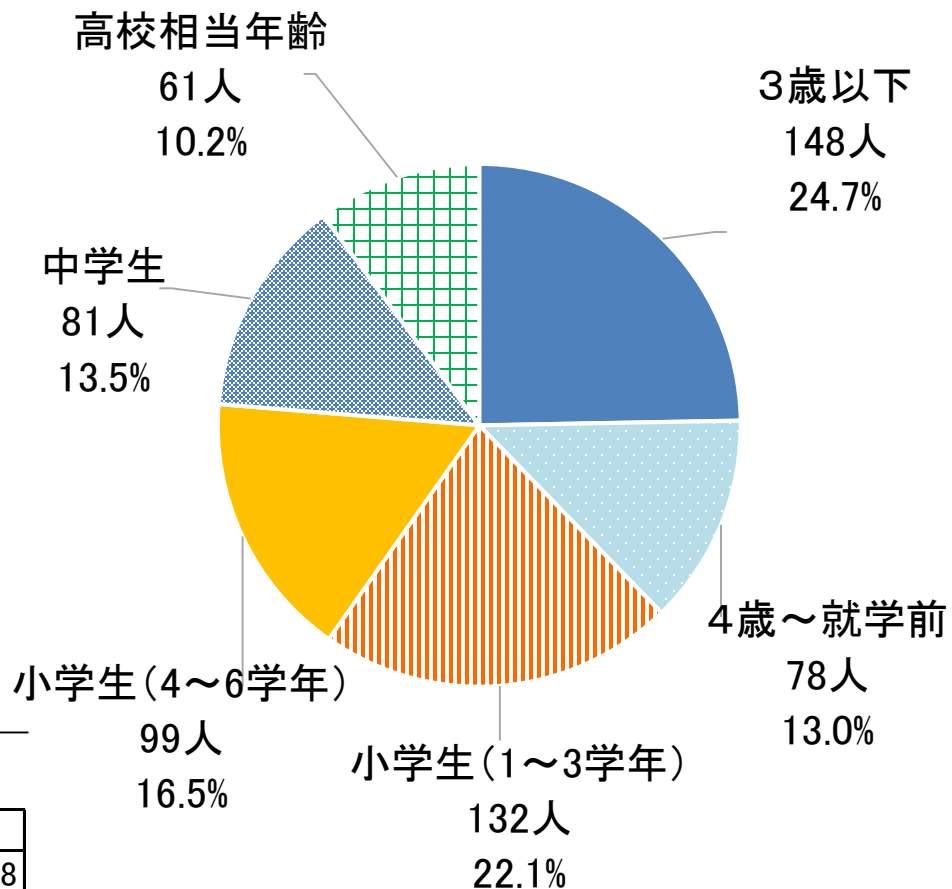


虐待の内容	H30年度	R1年度	R2年度
身体的虐待	75	101	117
性的虐待	2	3	2
ネグレクト	91	90	91
心理的虐待	62	71	79
合計	230	265	289

(3) 被虐待児年齢



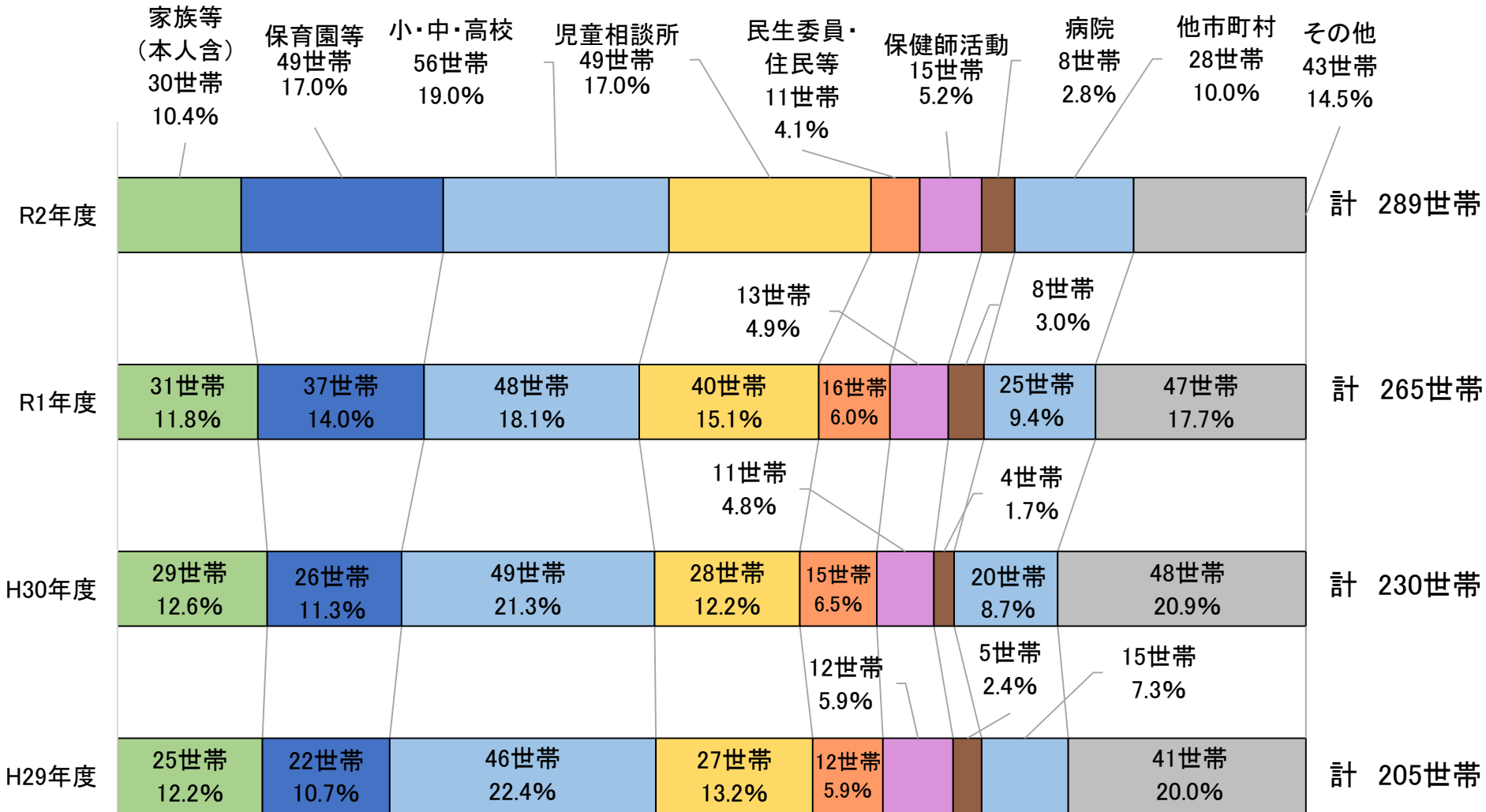
R2年度 被虐待児の年齢



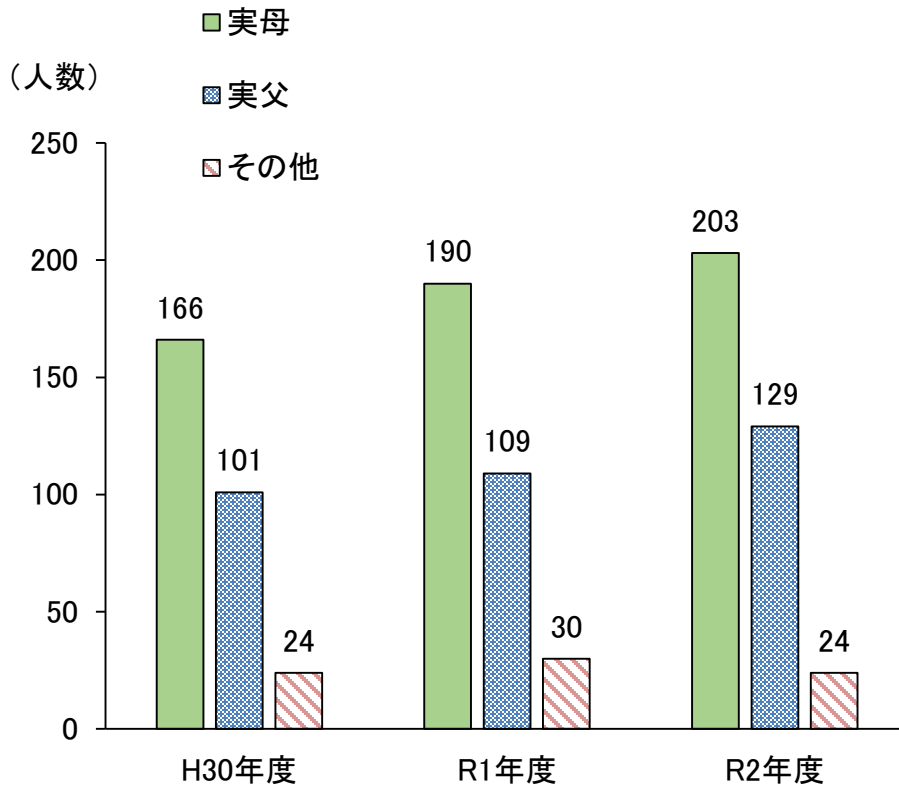
年齢構成	H30年度	R1年度	R2年度
3歳以下	127	134	148
4歳～就学前	69	76	78
小学生(1～3学年)	84	115	132
小学生(4～6学年)	71	88	99
中学生	71	86	81
高校相当年齢	57	62	61
合計	479	561	599

(4) 情報提供者(世帯ごと)

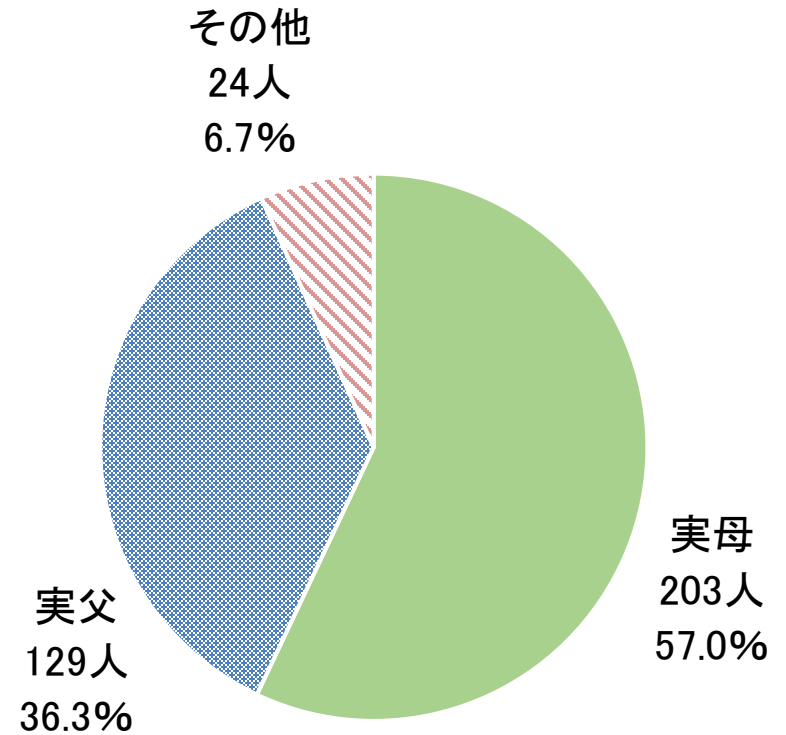
H29年～R2年度の比較



(5) 虐待者(世帯ごと・重複あり)



R2年度 虐待者の内訳



虐待者	H30年度	R1年度	R2年度
実母	166	190	203
実父	101	109	129
その他	24	30	24
合計	291	329	356

(6) 体罰等によらない子育てのために (令和2年2月厚生労働省)

- 児童福祉法等の一部改正(令和2年4月施行)により体罰が許されないものであることが法定化。
- 改正法により新たに規定される「体罰」の範囲やその禁止に関する考え方、体罰等によらない子育てを具体的に説明。

【体罰の例】

- 言葉で3回注意したけど言うことを聞かないので、頬を叩いた
- 大切なものにいたずらをしたので、長時間正座をさせた
- 友達を殴ってケガをさせたので、同じように子どもを殴った
- 他人のものを取ったので、おしりを叩いた
- 宿題をしなかったので、夕ご飯を与えなかった
- 掃除をしないので、雑巾を顔に押しつけた

【体罰以外の暴言等の子どもの心を傷つける行為の例】

- 冗談のつもりで、「お前なんか生まれてこなければよかった」など、子どもの存在を否定するようなことを言った
- やる気を出させるという口実で、きょうだいを引き合いにしてけなした

(7) ヤングケアラーへの支援と普及啓発

○ヤングケアラーとは

本来大人が担うと想定されるような家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども

○早期発見・早期支援につなげるために

- 関係機関及び児童本人を対象にヤングケアラーについて理解の促進を図る。
- 要保護児童対策地域協議会のネットワークを活用し、ヤングケアラー家庭に適切な支援ができるよう、関係機関の連携強化を図る。

ヤングケアラーの可能性がある子どもを発見するために

○「ヤングケアラー早期発見のためのアセスメントシート」より抜粋

本来守られるべき「子どもの権利」が守られているか

健康に生きる権利	教育を受ける権利	子どもらしく過ごせる権利
<ul style="list-style-type: none">必要な病院に通院・受診できない、服薬できていない。精神的な不安定さがある。給食時に過食傾向（何度もおかわりする）。等	<ul style="list-style-type: none">欠席、不登校、遅刻・早退が多い。保健室で過ごしていることが多い。学校に行っているべき時間に、学校以外で姿を見かけることがある。等	<ul style="list-style-type: none">保育園や幼稚園に通園していない。生活のために家庭の事情により就職やアルバイトをしている。家族の介助や付き添いをしている姿を見かけることがある。幼いきょうだいの送迎をしている姿を見かける。等

ヤングケアラーの実態を把握

サポートが必要な家族の有無とその状況	子どもが行っている家族へのサポート内容	子ども本人の認識や意向
<ul style="list-style-type: none">高齢、障害や疾病・精神疾患がある。日本語が不自由。幼いきょうだいが多い。親が多忙。経済的に苦しい。生活能力・養育力が低い。	<ul style="list-style-type: none">身体的な介護、情緒的な支援きょうだいの世話、家事通訳（日本語・手話）生活費の援助通院や外出時の同行金銭管理や事務手続き服薬管理や投与	<ul style="list-style-type: none">子ども自身がヤングケアラーであることを認識しているか。家族の状況やサポートをしていることについて、誰かに話せているか。子ども本人が相談できる、理解してくれていると思える相手がいるか。

- 全国的に「ヤングケアラーと思われる子ども」の実態把握を行っている要対協は約3割にとどまっている（令和元年度・厚生労働省調査）。
- 調査において把握できたヤングケアラー（906人）のうち要対協登録に至る発見者は「学校」が39.5%と最も高いため、文部科学省とも連携し調査を継続。

平成 31 年度上越児童相談所 児童虐待相談の概況

業務概要第 50 号(平成 31 年度実績)から

図-1 虐待種別児童虐待対応件数

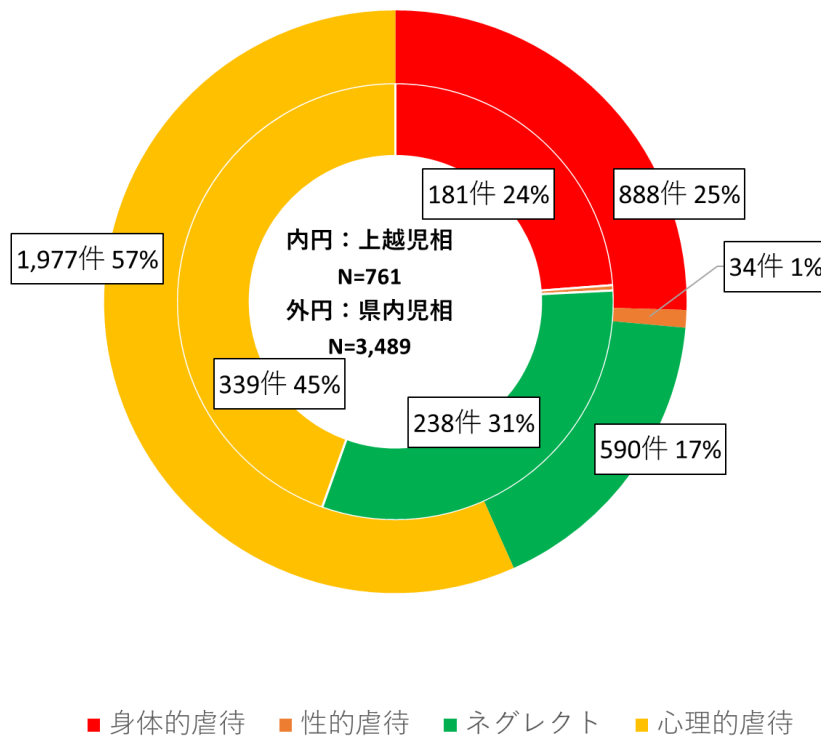


図-2 児童の年齢別対応件数

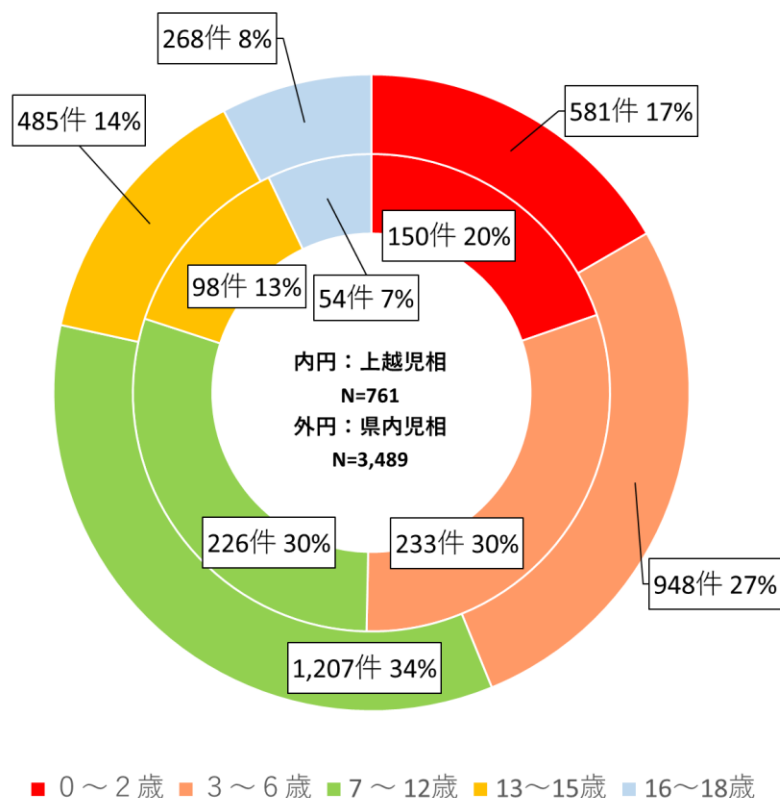


図-3 主な虐待者別対応件数

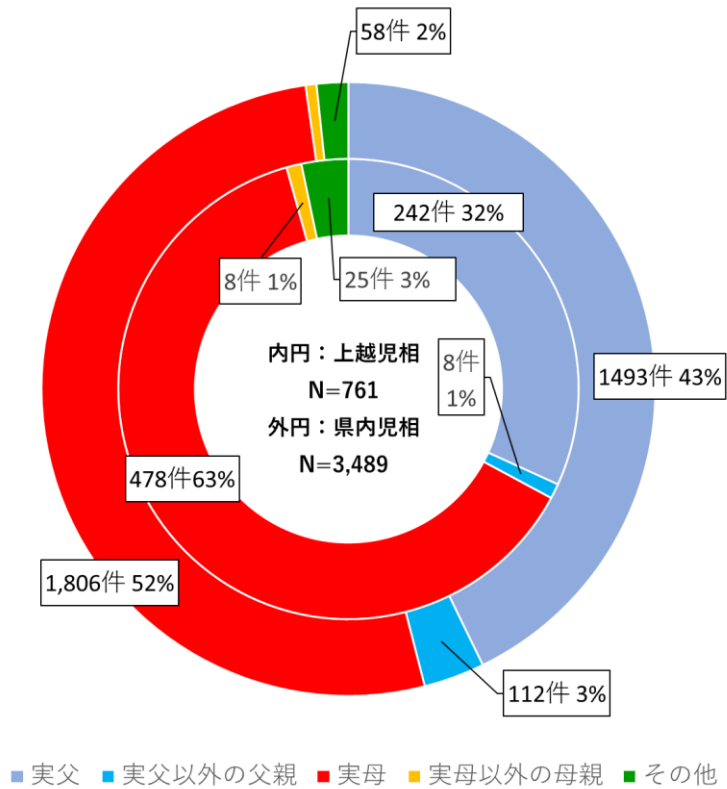
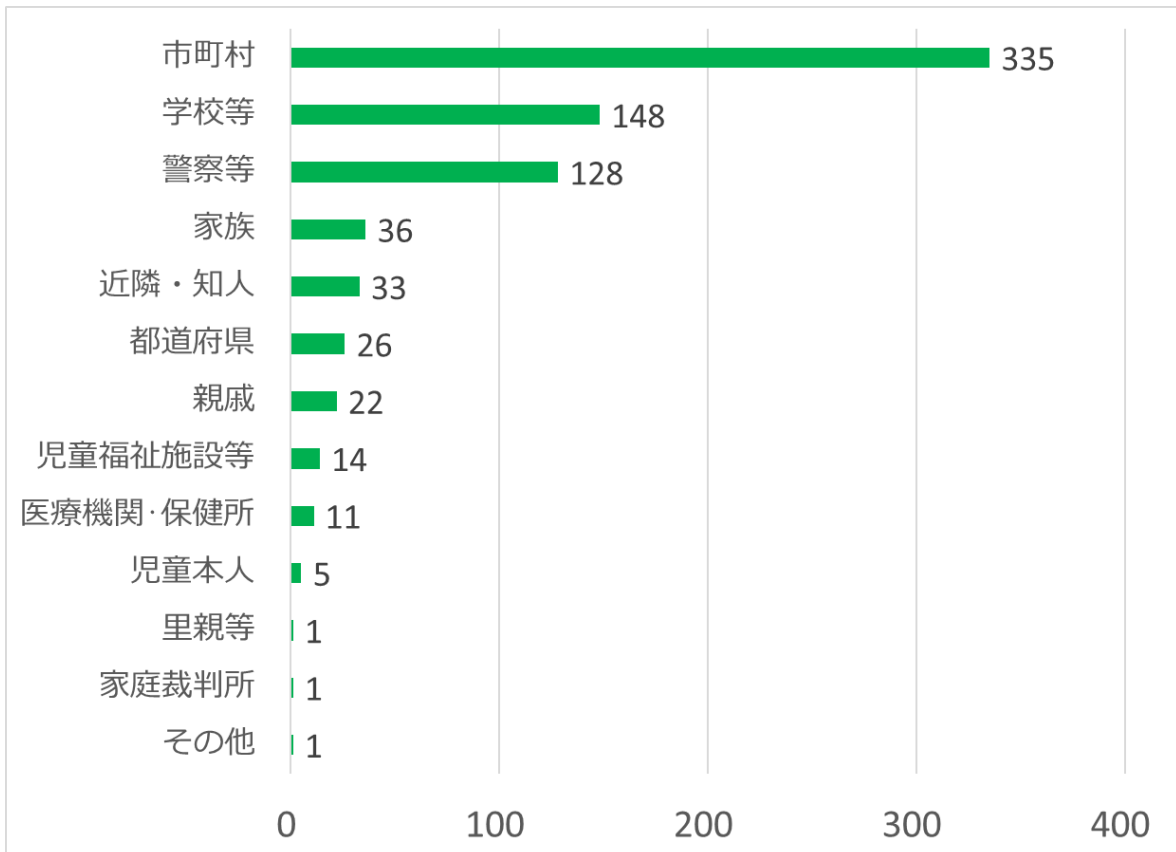


図-4 上越児相 相談経路別対応件数 (N-761)



令和 2 年度上越市要保護児童対策地域協議会の活動実績

1 会議の開催状況

区分	開催日	会場	回数
代表者会議 (※1)	6/26	上越文化会館 大会議室	1 回
実務者会議 (※2)			
合同実務者会議	①4/18 (中止)、②R3/3/11	上越文化会館 大会議室	1 回
合併前上越市・名立区	①6/1、②8/4、③10/6 ④12/8、⑤R3/2/2	福祉交流プラザ 多目的室	5 回
東頸ブロック 安塚, 浦川原, 大島	①8/19、②11/12 ③R3/1/27	浦川原区総合事務所	3 回
頸北ブロック 柿崎, 大潟, 頸城, 吉川	①7/6、②10/1、 ③R3/2/3	大潟保健センター	3 回
中頸ブロック 牧, 中郷, 板倉, 清里, 三和	①6/4、②9/30、③R3/2/16	板倉区総合事務所	3 回
個別ケース検討会議 (※3)	開催回数…230 回 検討児童数…284 人(実人数 211 人) 参考: R 元実績 開催回数…177 回 検討児童数…208 人(実人数 140 人)		

※1 代表者会議…関係機関の代表者等による会議

※2 実務者会議…児童虐待防止に携わる実務者(児童相談所、市、教育委員会)で構成される会議
対応ケースの情報交換・支援方針の確認を行うもの

※3 個別ケース検討会議…子どもやその世帯に直接関わる関係機関等で、必要時に行われる会議

2 研修会の実施状況

時期	研修名	対象	会場	備考
①4/9 ②R3/3/9	小中学校養護教諭対象の研修会(②は書面配布のみ)	①転入養護教諭 ②学校保健担当者	教育プラザ	学校保健事業説明会にあわせて実施
6/30	教育相談部会研修会	学校訪問カウンセラー	教育プラザ 教科書センター	児童虐待対応研修
7/6	指導主事会議	指導主事	教育プラザ 大会議室	児童虐待対応研修
7 月下旬 ～R3.1 月 下旬	上越市子どもの虐待防止ハンドブック《ダイジェスト版》を用いた児童虐待対応研修	園職員 79 園・計 1,311 人 小中学校教員 77 校・計 1,470 人	各園 各小中学校	園・学校訪問とあわせて実施
R3/2/1 R3/2/10	虐待通告後の学校における対応研修	各小中学校の校長	上越文化会館 大会議室	児童相談所と学校教育課と合同で開催
11/12	児童虐待の通告に関わる研修会	市内小中学校教職員(各校 1 名出席)	教育プラザ 大会議室	学校教育課と合同で開催

※事務局で企画したもの他、担当職員が講義や説明を行ったもの。

3 啓発活動の実施状況

啓発の内容	啓発方法	時期
高等学校との情報交換と周知	訪問	11月
保育園・幼稚園、小中学校等との情報交換と周知	訪問（児童虐待対応研修を兼ねる）	7～11月
児童虐待に関する啓発	子どもの虐待防止ハンドブックの配布 （配布先：代表者会議委員、民生委員児童委員、 市内）	5～10月
	子ども向け虐待防止啓発リーフレットの作成・ 配布（配布先：上越市内のすべての小中学校、 高等学校、特別支援学校）	11～12月
夏休みに向けての児童虐待の周知	広報上越	8月
子ども虐待防止オレンジリボン運動の啓発	啓発ポスターの配布	11月
児童虐待防止推進月間の周知	FM-J、広報上越、啓発物品の配布（市窓口、園、 学校、町内会集会所等）	11月
里親制度の周知	啓発ポスターの配布（市窓口）	11月

<子どもの虐待出前講座の実施状況>

	対象（保護者）	実施日	研修内容
1	子安保育園	6/25 親子参観日に実施	上越市の児童虐待の現状、虐待による影響、虐待を防ぐためにできること、相談先等
2	うらがわら保育園	7/9 健康教育講座と同時実施	
3	うらがわら保育園	7/10 虫歯予防教室と同時実施	
4	たにはま保育園	9/3 虫歯予防教室と同時実施	
5	上雲寺保育園	9/24 親コミ講座と同時実施	
6	社会福祉協議会	9/24 職員研修として実施	
7	稲田保育園①	10/21 虫歯予防教室と同時実施	
8	稲田保育園②	10/21 保育参加日に実施	
9	更生保護女性会	10/26 更生保護女性連合会研修会として実施	
10	南川保育園	10/28 健康教育講座と同時実施	
11	いたくら保育園	11/6 健康教育講座と同時実施	
12	つちはし保育園	12/4 交通安全教室と同時実施	
13	大島保育園①	2/19 保育参加日に実施	
14	大島保育園②	2/19 保育参加日に実施	
15	たにはま保育園	1/27 健康教育講座と同時実施	

計 15 回 参加人数 269 人

4 その他

時期	研修名	対象	会場	備考
4～5月	臨時休校中における要保護児童等への対応依頼	市内小中学校	—	<ul style="list-style-type: none"> ・園や学校への定期的な連絡、安否確認の依頼 ・「3/4～新学期開始まで」と「4/22～5/6」の園や学校における対応状況の確認
6/18	児童相談所と市との連絡調整会①	上越児童相談所 武石所長	上越児童相談所	児童相談所・上越市の虐待の現状、早期発見・終結に向けた取組について情報共有
R3/1/8	児童相談所と市との連絡調整会②	上越児童相談所 齊藤課長、石川参事	上越児童相談所	虐待通告後の学校における対応研修についての打ち合わせ
R3/2/1	児童相談所と市との連絡調整会③	市内小中学校長	上越文化会館 大会議室	虐待通告後の学校における対応研修 (第1回)
R3/2/10	児童相談所と市との連絡調整会④	市内小中学校長	上越文化会館 大会議室	虐待通告後の学校における対応研修 (第2回)

※その他研修会出席・受講状況（子育て支援や児童虐待に関する研修会・講義）

- ・保健師、保育士、社会福祉士、家庭相談員関係…3回
- ・R3/2/25 上越地区会議（上越市児童相談所主催）への出席

令和 3 年度上越市要保護児童対策地域協議会の実施計画

1 会議の開催（予定）

区分	開催日	会場	回数
代表者会議	4/22	上越市役所 4 階 401 会議室	年 1 回
実務者会議			
合同実務者会議	第 1 回 4/22 ※第 2 回の日程等は後日決定	上越市役所 4 階 401 会議室	年 2 回
合併前上越市・名立区	6/8、8/10、10/5、12/7、R4/2/8	福祉交流プラザ	年 5 回
東頸ブロック 安塚、浦川原、大島	8/18、11/17、R4/1/26	浦川原区総合事務所	年 3 回
頸北ブロック 柿崎、大潟、頸城、吉川	7/2、10/1、R4/1/18	大潟保健センター	年 3 回
中頸ブロック 牧、中郷、板倉、清里、三和	6/11、9/7、12/23	板倉区総合事務所	年 3 回
個別ケース検討会議	ケースの状況に応じて実務者レベルで開催		通年

（協議方法）※合併前上越市の場合（区は毎回全ケースを検討）

受理番号の若い順から、動きのあるケースや協議したいケースをピックアップし、協議、報告する。

2 研修会の開催（予定）

時期	研修名	対象	会場	備考
①4/9	小中学校養護教諭対象の研修会	①転入養護教諭	教育プラザ	・学校保健事業説明会にあわせて実施
②R4.3月		②学校保健担当者		
5/14 5/18	虐待通告後の保育園・幼稚園等における対応研修	市内の保育園・幼稚園・認定こども園等	市民プラザ 第一会議室	・児童相談所と保育課と合同で開催
5月下旬～ 7月下旬	上越市子どもの虐待防止ハンドブック《ダイジェスト版》を用いた児童虐待対応研修	市内の高等学校の全教職員、企業内保育所職員	各高等学校 企業内保育所	・高等学校については、高校訪問を合わせて行う
7/28	虐待通告後の学校における対応研修	R2 年度に研修会に参加していない小中学校の新任校長	教育プラザ 大会議室	・児童相談所と学校教育課と合同で開催
10月～ 11月	教職員対象研修会	市内小中学校教職員（各校 1 名出席）	教育プラザ 大会議室	・学校教育課と合同で開催

（裏面あり）

3 啓発活動の実施（予定）

啓発内容	啓発方法	時期
高等学校との情報交換と周知	訪問（児童虐待対応研修を兼ねる）	5月下旬～ 7月下旬
保育園・幼稚園、小中学校等との情報交換と周知	訪問	5月下旬～ 7月下旬
児童虐待に関する啓発	子どもの虐待防止ハンドブックの配布	5～10月
夏休みに向けての児童虐待の周知	広報上越	8月
子ども虐待防止オレンジリボン運動の啓発・Wリボンキャンペーンの実施	啓発ポスターの配布、Wリボンバッジの着用、児童虐待防止啓発パネルの作成	11月
児童虐待防止推進月間の周知	FM-J、広報上越、啓発物品の配布（市窓口、園、学校、町内会集会所等）	11月
里親制度の周知	啓発ポスターの配布（市窓口）	11月
親子コミュニケーション支援における児童虐待防止の周知啓発	訪問	通年
子どもの虐待出前講座	社会教育活動、保育園・幼稚園保護者会、民生委員・児童委員等を対象として、各地区担当保健師と連携し開催	通年

4 その他

- ・ 児童相談所と市との連絡調整会を年4回実施（虐待通告後の対応研修を兼ねる）

※県や関係団体が主催する児童虐待に関する研修会等に保育士や保健師、社会福祉士などを派遣